

8 目標達成に向けた県の施策 (2030年度)

8-1 再生可能エネルギー等の活用

8-2 省エネルギーの促進

8-3 温暖化対策に資する地域環境 の整備・改善

8-4 循環型社会の構築

8-5 その他(普及啓発・地方公共 団体の取組等)

8-6 施策の実施に関する目標



図 8-1 持続可能な開発目標(SDGs)

出典：国際連合広報センター

- ・SDGsは、世界全体の経済、社会及び環境の三側面を、不可分のものとして調和させ、誰一人取り残すことなく、持続可能な世界を実現するための統合的取組であり、国際社会全体の普遍的な目標です。
- ・8章及び9章では、県の施策とSDGsとの関係性を、17のゴールのアイコンで示しています。

8 目標達成に向けた県の施策(2030年度)

県は、千葉県内の温室効果ガス排出を削減するための総合的かつ計画的な施策を策定し、推進していく責務があります。

また、県自らが実施する事務・事業においても、率先して対策に取り組む必要があります。

本計画及び自らの事務事業に関する計画に基づき、施策の進捗と効果を把握するとともに、必要に応じ柔軟に見直しを行いながら、地球温暖化対策を着実に進めていきます。



8-1 再生可能エネルギー等の活用

<施策の基本的な方向性>

地球温暖化対策を推進するため、地域における再生可能エネルギー導入や未利用エネルギーの活用について、適切な地域環境の保全や円滑な合意形成を図りつつ、地域の特徴を生かした取組を進めていきます。

また、家庭や企業における太陽光発電設備などの導入や水素社会の構築に向けた取組を推進します。

<主な施策>

○家庭への導入促進

住宅用の太陽光発電設備等の導入について官民連携により促進します。

また、住宅については、省エネルギーと太陽光発電などで創るエネルギーを組み合わせ、家庭でのエネルギー消費量の収支を実質的にゼロ以下にするZEHや、長期に渡り良好な状態で住み続けられる長期優良住宅の普及拡大に取り組めます。

- ・住宅用の太陽光発電設備の官民連携による導入促進
- ・住宅用の太陽熱利用システムの導入促進
- ・ZEHや長期優良住宅の普及促進

○事業者への導入支援

再エネ等に積極的に取り組む事業所を登録する制度(CO2CO2スマート宣言事業所登録制度)や、中小企業者向けセミナーを実施することなどにより、意識改革と行動変容を図ります。

また、事業者が行う太陽光発電設備の導入について官民連携による促進や、ワンストップ窓口での相談対応による民間事業者の支援、ZEBの設計等に係る支援などを行っ

ていきます。

さらに、本県の地域特性を生かした再生可能エネルギーの導入に向けた取組を以下のとおり進めていきます。

- ◆太平洋岸の沖合は、風況に優れており、洋上風力発電の導入可能性が高い地域であることから、地元の理解を得ながら、銚子市沖を始め、いすみ市沖、九十九里沖の3海域で洋上風力発電の導入に向けた取組を進めていきます。
- ◆農山漁村においては、豊富に存在する地域資源を持続可能な形で活用し、再生可能エネルギーの導入や未利用バイオマスの利活用の取組を促進します。
- ・事業者の自主的取組の促進（CO2CO2 スマート宣言事業所登録制度、環境保全資金）
- ・太陽光発電設備の官民連携による導入促進
- ・Z E B等の導入促進
- ・洋上風力発電の導入促進

CO2CO2 スマート宣言事業所登録制度【令和5年3月末現在 2,773 事業所】

省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入等、地球温暖化対策に積極的に取り組む千葉県内の事業所を「CO2CO2 スマート宣言事業所」として登録し、その取組を広く紹介する制度

<登録事業所の主なメリット>

- ・名刺や刊行物等にロゴマークを使用できます。
- ・事業所名や各事業所の PR 項目を県ホームページに掲載します
- ・地球温暖化対策に中小企業向け融資制度（環境保全資金）が活用できます



CO2CO2 スマート
宣言事業所
ロゴマーク

○水素社会の構築に向けた取組の推進

水素は利用してもCO₂を排出しないため、製造時において再生可能エネルギー等を利用することで、製造から利用までのトータルでCO₂フリーのエネルギー源となることから、産業、運輸、家庭部門の脱炭素化など、様々な活用が期待されています。

産業・運輸部門では、素材・エネルギー産業のほか、交通や物流など幅広い分野での利活用が見込まれることから、国や市町村、民間事業者と連携し利活用に向けた検討を進めていきます。

家庭部門では、燃料電池自動車の普及促進や、エネファーム（家庭用燃料電池）の導入を促進します。

- ・本県の特徴を活かした水素の利活用の検討
- ・燃料電池自動車の普及促進
- ・エネファームの導入促進

8 目標達成に向けた県の施策(2030年度)



8-2 省エネルギーの促進

<施策の基本的な方向性>

CO₂排出削減に向けて、あらゆる主体で節電や省エネを徹底し、エネルギー消費を大幅に減少させる取組を進めていきます。

特に家庭や事業者におけるエネルギーの消費効率を向上させるための取組を推進します。

また、公共交通機関の積極的な利用など、脱炭素に資するインフラの利用を促進します。

<主な施策>

○家庭への取組促進

省エネ性能の高い住宅であるZEHや長期優良住宅の普及拡大に加え、住宅のエネルギーの使用状況を表示し、空調や照明等の機器が最適な運転となることを促すHEMS（住宅のエネルギー管理システム）や、家庭用蓄電池など省エネルギー設備等の導入を促進します。

また、住宅において熱の出入りが最も大きいとされる窓に係る断熱改修や、家庭でのエネルギー消費量全体の1/4程度を占める給湯機器について、高効率給湯器であるエネファームの導入促進に加え、LEDなどの高効率な省エネルギー機器を普及促進します。

さらに、県営住宅においては、高効率給湯器など省エネルギー設備の導入を進めます。

- ・家庭における省エネルギー設備の導入促進や普及啓発
- ・県営住宅における省エネルギー設備の導入推進

○事業者への取組支援

事業者が行う省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入支援や、ZEBの設計等に係る支援、「CO2CO2 スマート宣言事業所登録制度」を実施します。

また、DXを活用した建築物や工場での省エネルギーを促進するため、エネルギーの使用状況を表示し、照明や空調、生産設備等の機器・設備について、最適な運転の支援を行うBEMS（ビルのエネルギー管理システム）やFEMS（工場のエネルギー管理システム）の活用のほか、省エネルギー診断を促進します。

- ・省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入支援
- ・事業者の自主的取組の促進（CO2CO2 スマート宣言事業所、環境保全資金）
- ・BEMS・FEMSの活用や省エネルギー診断の促進（DXの推進）

○次世代自動車等の普及促進等

◆次世代自動車等の導入促進と充電環境の整備

平時はCO₂排出の削減、災害時は電源確保につながる、電気自動車及び住宅用充電設備(V2H)の普及を促進するとともに、電気自動車に再生可能エネルギー電力で充電し走行する、CO₂排出量ゼロのドライブ(ゼロカーボン・ドライブ)を推進します。

事業者向けには、バス、タクシーやトラックにEV等の次世代自動車や、充電インフラ等の導入を支援し、地域交通や物流網の脱炭素化を促進します。

また、官民連携により充電環境の整備を推進します。

- ・ 県民・事業者に対する次世代自動車や充電設備の導入促進
- ・ ゼロカーボン・ドライブの推進
- ・ 官民連携による充電環境の整備

◆次世代自動車等の普及啓発と千葉県環境保全条例の運用

県が所有する燃料電池自動車や県庁駐車場に設置した電気自動車充電設備を活用するほか、官民連携により次世代自動車等の環境に配慮した自動車の普及啓発を図るとともに、環境に配慮したエコドライブの実践を推進します。

また、千葉県環境保全条例において定めている、自動車の使用に伴う環境への負荷低減に係る総合的な対策について、脱炭素化の視点を加えた見直しを行いながら推進します。

- ・ 次世代自動車等の普及啓発
- ・ エコドライブの推進
- ・ 千葉県環境保全条例の運用

○自転車・公共交通機関・シェアリングの利用促進

自転車の利用促進を図るため、自転車通行空間の計画的な整備を推進するとともに、シェアサイクルの利用を促進します。

また、自家用車よりもCO₂排出量が少ない、公共交通機関の利便性向上による利用促進を図ります。

さらに、EVカーシェアリングの普及を促進し、脱炭素化のみならず所有から共有への移行を促進します。

- ・ 自転車通行環境の整備推進
- ・ 公共交通におけるバリアフリー化の促進
- ・ EVカーシェアリングの普及促進



○スマート農林水産業の推進

I C T等を活用した農林水産業のスマート技術は、作業の効率化や管理支援により省エネルギー化が期待されます。

農業では、栽培管理の効率化・最適化による農薬使用量の低減や省エネルギー化といった環境負荷低減にもつながる、スマート農業に取り組むための機械・装置の導入や基盤整備を推進します。

林業では、森林クラウド等の活用により、市町村や林業事業者と森林資源情報を共有するとともに、森林の現地調査等にドローンを活用し、作業の効率化を図ります。

水産業では、民間企業等と漁業者の橋渡し役を県が担い、両者の協働による新技術の現場導入を図るとともに、水揚情報の電子データを活用した資源評価の充実や高精度な漁海況情報の発信を行うことで、効率的な操業を支援します。

- ・ I C T等を活用したスマート技術の開発・実証
- ・ スマート技術の導入・普及定着
- ・ スマート技術の導入に向けた基盤整備の推進
- ・ 施設園芸の省エネルギー化の推進





8-3 温暖化対策に資する地域環境の整備・改善

<施策の基本的な方向性>

脱炭素化に資する持続可能な社会の構築に向け、コンビナート・空港・港湾における取組の促進や、コンパクトなまちづくりや交通環境の整備、森林整備、緑化などに取り組んでいきます。

<主な施策>

○コンビナートにおける取組の促進

京葉臨海コンビナートのカーボンニュートラルの実現と国際競争力強化の両立を図るため、新たに設立した「京葉臨海コンビナート カーボンニュートラル推進協議会」において、水素やアンモニアの共同調達・利活用の検討など、行政や事業者等が連携した先進的な取組を推進します。

また、各立地企業の取組に対しては、事業の高度化に向けた再投資への支援なども活用し、カーボンニュートラルに向けた取組を促す環境づくりを進めます。

- ・カーボンニュートラルの実現に向けた取組支援

○空港・港湾における取組の促進

空港や航空機におけるCO₂排出量を削減するため、成田空港と周辺地域が連携した再生可能エネルギー等の導入に向けた取組を推進するとともに、国土交通省は2030年時点の本邦エアラインによる燃料使用量の10%をSAF（持続可能な航空燃料）に置き換える目標を設定していることから、県においてもSAFの導入・普及を促進します。

また、成田国際空港(株)が策定する空港脱炭素化推進計画に協力するとともに、連携して脱炭素化に向けた取組を進めていきます。

さらに、港湾地域におけるCO₂排出量を削減するため、削減目標やロードマップを含む「港湾脱炭素化推進計画（カーボンニュートラルポート形成計画）」を策定し、水素等の受入環境の整備や港湾地域の面的・効率的な脱炭素化を促進します。

- ・持続可能な航空燃料（SAF）の導入・普及促進
- ・港湾脱炭素化推進計画の策定や同計画に基づく取組の推進

○コンパクトなまちづくりの促進

住宅及び医療施設、福祉施設、商業施設その他の居住に関連する施設の立地の適正化に関する計画の作成を市町村に促し、低炭素な集約型都市づくりを促進します。

8 目標達成に向けた県の施策(2030年度)

- ・人口減少に対応した集約型都市づくりの促進
- ・低炭素建築物新築等計画認定制度の普及促進

○交通環境の整備・改善

道路整備等による交通流の円滑化や高速道路ネットワークの効率的な活用と機能強化に努めます。

また、信号機の集中制御化・系統化等による交通渋滞の緩和を図るとともに、信号灯器や市町村道の道路灯などのLED化を促進します。

- ・道路整備等による交通流の円滑化
- ・高速道路ネットワークの効率的な活用と機能強化
- ・信号機の改良等による交通渋滞の緩和
- ・信号灯器のLED化の推進
- ・市町村道の道路灯のLED化の促進

○ヒートアイランド対策と都市等の緑化推進

都市部では、人工的な構造物や排熱を要因として気温が上昇する現象（ヒートアイランド現象）により、地球温暖化による影響に加えて気温がさらに上昇しています。

ヒートアイランド対策について情報提供を行うとともに、都市の気温上昇を緩和するだけでなく、身近なCO₂吸収源の確保につながる都市等の緑化を、市町村と連携を図りながら推進します。

また、事業者等に対して一定規模の緑化を求める協定を締結するなどにより、緑化を推進します。

- ・都市公園の整備などによる緑の保全・創出
- ・緑化協定、自然環境保全協定による緑化の推進

○農林水産業における吸収源対策等の取組の推進

◆農業における対策

環境負荷の低減だけでなく、炭素が農地に固定されること等により温暖化対策にも寄与する緑肥・堆肥やバイオ炭などの土壌改良資材の利用について普及啓発を行うとともに、地球温暖化対策に配慮した営農活動を支援します。また、農地の炭素貯留量のモニタリング調査や、家畜ふん堆肥を連用することの影響調査を行います。

- ・ちばエコ農業や有機農業の推進
- ・緑肥の導入支援
- ・堆肥の施用、カバークロップ、炭の投入の支援
- ・農地に貯留されている炭素含有量の調査や家畜ふん堆肥を連用することの影響調査

◆森林整備・保全対策

森林等の陸上の植物が吸収・固定するCO₂は「グリーンカーボン」と言われており、森林が有している地球温暖化対策等の機能を発揮させるため、高性能林業機械等の活用による作業の集約化・低コスト化を進めながら、効率的な森林整備を推進します。

また、市町村による森林経営管理や森林環境譲与税等を活用した森林整備などの取組を支援するとともに、企業や市民活動団体による森林の整備・保全活動を促進します。

さらに、建築物等への県産木材の利用促進と再造林等が確保された森林整備を両立することで、森林資源の持続的かつ循環的な利用を進めていきます。

- ・環境に配慮した多様な森林づくりの推進
- ・計画的な森林整備・保全対策の推進
- ・県産木材の利用の促進

◆海の吸収源対策

海洋において生物により吸収・固定されたCO₂は「ブルーカーボン」と言われており、沿岸域の海藻・海草などは、生物多様性の維持などに加え、CO₂吸収源としての機能についても期待されることから、藻場の保全・再生の取組に対する支援などを行います。

- ・藻場の保全・再生の推進



8-4 循環型社会の構築

<施策の基本的な方向性>

3R（廃棄物の発生抑制、循環資源の再利用、再生利用）を推進するとともに、バイオマスの活用などにより、温室効果ガス排出削減につながる循環型社会の構築に向けて取り組んでいきます。

<主な施策>

○家庭への取組促進

今までの「大量生産・大量消費・大量廃棄」から、3R+Renewableによる資源循環や自然資源を大事にするライフスタイルに変えることが求められています。

そこで、ごみを減らすために身の回りのできることを実践するライフスタイル（ちばエコスタイル）への転換や、ワンウェイプラスチック等の使い捨て製品の使用を減らす取組を推進します。

また、本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品（食品ロス）を削減するため、買い物での「てまえどり」や、家庭での食事や外食の際の「食べきり」、食材の「使い切り」等を促し、食べ物を無駄にしない意識の醸成を図ります。

さらに、事業者等と連携した消費者啓発や、未利用食品の有効活用のための取組を推進します。

- ・ちばエコスタイルの推進
- ・プラスチックごみの削減に向けた取組の推進
- ・食品ロスの削減に向けた取組の推進



名前：モラワン
マイバッグをモチーフとした
架空の動物



名前：ノコサーヌ
ドギーバッグ（食べ残し持ち
帰り用容器）がモチーフの食
欲旺盛な架空の動物

○事業者への取組支援

産業廃棄物の適正処理に向けて、排出事業者や処理業者に対する意識啓発・指導に取り組むほか、事業者が行う食品ロス削減など3Rの取組に対する理解促進、建設副産物の再生資材の利用促進、高効率ごみ発電施設等の導入に係る助言と熱回収が可能な施設の認定を行います。

- ・産業廃棄物排出事業者及び処理業者への意識啓発・指導の実施
- ・事業者が行う食品ロス削減など3Rの取組に対する理解促進
- ・建設廃棄物の再資源化や縮減の推進
- ・高効率な発電及び熱回収が可能な廃棄物処理施設の導入促進

○バイオマス利活用の推進

県内に存在している生物由来の様々なバイオマスは、生物の成長過程で光合成により二酸化炭素を吸収しているため、それを燃焼しても大気中の二酸化炭素を増加させることにはならないという特性を有しています。

このため、地域に存在するバイオマスの利活用を推進することは、地球温暖化対策として有効な取組です。

バイオマスプラスチックなどバイオマス製品の利用等について、バイオマスの持続的な利用が図られるよう配慮しながら、関係者への事例紹介等により活用の気運の醸成を促進していきます。

また、家畜排せつ物の適正処理を推進するため、ふん尿処理施設の機能向上等を指導します。

- ・バイオマスの利活用の推進
- ・家畜排せつ物の適正処理の促進

カーボンニュートラルとは？

生物由来のバイオマスは、燃焼等により二酸化炭素を放出しても生物の成長過程で光合成により吸収、大気中の二酸化炭素を増加させないという性質

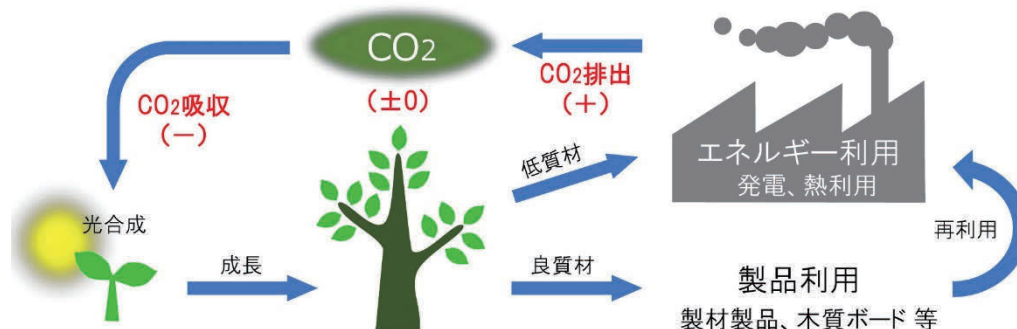


図8-4-1 バイオマスのカーボンニュートラル

出典：「バイオマスの活用をめぐる状況」(農林水産省)

8 目標達成に向けた県の施策(2030年度)



8-5 その他（普及啓発・地方公共団体の取組等）

○家庭への普及啓発

2030年度の目標の達成や脱炭素社会の実現のためには、県民一人ひとりが地球温暖化対策に取り組んでいく必要があります。

国では、地球温暖化対策の基本的考え方として、再生可能エネルギーの最大限の導入や徹底した省エネルギーの推進を掲げており、地球温暖化対策に資するあらゆる賢い選択「COOL CHOICE」を促すことで、脱炭素型ライフスタイルへの転換を図っています。

温暖化対策は決して我慢や不便を強いるものではありません。無理のない省エネ行動は光熱費の節約につながるとともに、太陽光発電設備の導入は平時の脱炭素化に加え、災害時にはエネルギー供給が可能となることで、災害対応力の向上にもつながります。

温暖化対策はより快適なライフスタイルに資するものでもあることを、県ではナッジ^{*}やインターネットなどの多様なアプローチ手法・ツールを活用して啓発し、地球温暖化問題の一層の理解と行動変容を促進します。

- ・県民への再生可能エネルギーや省エネルギーに関する普及啓発

※「nudge（そっと後押しする）」。行動科学の知見の活用により、人々が自分自身にとってより良い選択を自発的に取れるように手助けする政策手法のこと。

○事業者への普及啓発

国では、事業者に対して、創意工夫を凝らしつつ、事業内容等に照らして適切で効果的・効率的な地球温暖化対策を、幅広い分野において自主的かつ積極的に実施することを促しています。

県では、国を代表するコンビナート地域や商工業の集積している地域など、また、その地域内においても業種の違いや大企業から中小企業まで、様々な形態の事業者が事業を行っていることから、それぞれの特徴に応じた対策を推進し、企業の意識改革や行動変容を促進します。

具体的には、大企業は、気候変動に対応した経営戦略の開示（TCFD）や脱炭素に向けた目標設定（SBT、RE100）を通じた脱炭素経営等について、中堅・中小企業のうち、すでに温暖化対策に取り組んでいる事業者は更なる取組の推進について、まだ取組が進んでいない事業者には、CO₂削減の重要性や取り組むことで企業価値の向上につながるなどについて、普及啓発を行い、環境保全と経済成長の好循環を目指します。

- ・事業者を対象とした温暖化対策に関する普及啓発

○環境学習等の推進

持続可能な社会の構築に向け、環境問題を自分ごととして捉え、多様な主体と連携・協働し、問題解決に向けて行動する人づくりを進めていきます。具体的には、家庭・学校・職場・地域などあらゆる場において環境学習等を実践する指導者等の育成・活用に取り組むとともに、若者や子どもたち等、次代を担う人材の育成を進めます。

また、環境保全に取り組む多様な主体が集まるイベントや、環境への意識向上を図るためのキャンペーン・コンクール等の実施により、環境学習等へ参加する機会の充実を図ります。

さらに、継続的かつ安定的な環境保全活動や、協働による環境保全の取組を通じた地域づくりを推進するため、「ちば環境再生基金」の活用を促進します。

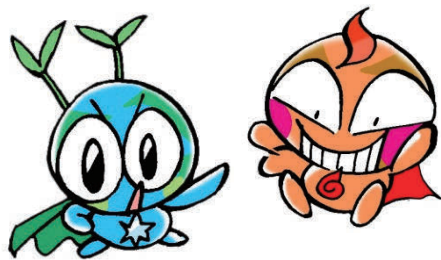
- ・多様な主体との連携・協働による環境学習等の推進
- ・環境学習等を担う人材の育成と活用
- ・「ちば環境再生基金」の活用による環境保全活動の支援

○千葉県地球温暖化防止活動推進センターとの連携

県は、普及啓発など地球温暖化の防止に寄与する活動の促進を図ることを目的として設置した「千葉県地球温暖化防止活動推進センター」と連携して普及啓発活動を行っています。

センターでは、県が委嘱した千葉県地球温暖化防止活動推進員を支援するための技能向上研修の実施や講師派遣制度の運用など、温暖化対策に関する普及啓発、広報活動、情報提供を行います。

- ・千葉県地球温暖化防止活動推進員の活動の支援
- ・講師派遣制度の運用



千葉県地球温暖化防止活動推進センターのイメージキャラクター「すずチィ〜バ」(左)と「あっちィ〜バ」(右)

○市町村の取組支援

地球温暖化対策推進法に基づく市町村の実行計画等の策定や取組の推進のため、市町村に対して人材育成、技術的助言、情報提供などの支援を行うとともに、市町村が地域脱炭素化促進事業を円滑に進められるよう、促進区域の設定に係る環境配慮基準の設定について、検討を進めます。

また、温暖化対策の優良事例の紹介などの情報提供を通じて、公共施設等への太陽光発電設備等の再生可能エネルギーや、LED照明等の省エネルギー設備の導入を促進し、脱炭素化に向けた取組をバックアップします。

8 目標達成に向けた県の施策(2030年度)

さらに、市町村が行うごみ処理の課題について、市町村との意見交換や研修会等を通じ、処理困難物の対応など先進事例の情報提供や助言を行うことにより、ごみの適正処理を推進していきます。

- ・市町村の地球温暖化対策実行計画等の策定、取組推進の支援
- ・市町村の脱炭素先行地域に係る取組や促進区域の設定に係る支援
- ・公共施設の再エネ・省エネ設備の導入事例や温暖化対策の優良事例に関する情報提供
- ・ごみの適正処理の推進

○県自らの取組

県の事業活動についても「千葉県庁エコオフィスプラン」により、全庁を挙げて積極的に再生可能エネルギーの導入と省エネルギー化を進めます。

また、浄水場や下水道の終末処理場などの上下水道・工業用水道施設では、省エネルギー性能の高い設備機器の導入や温室効果ガスの排出が少ない運転方法の推進等により、温室効果ガス削減に取り組むとともに、施設の流水を利用した小水力発電の活用や、下水汚泥の消化ガス発電など未利用エネルギーの利活用を推進します。

- ・県有施設への太陽光発電等の導入推進
- ・新築建築物のZEB化推進
- ・上下水道・工業用水道施設における温室効果ガス削減の取組推進
- ・公用車への電気自動車等の率先導入
- ・照明器具のLED化推進

○フロン類対策の推進

フロン類の回収業者の登録を行い、フロン類の適正な充填及び確実な回収を促進するとともに、フロン排出抑制法に基づく義務等の確実な実施について、事業者に対する周知や指導を行い、漏えい防止対策の徹底を図ります。

また、オゾン層保護と地球温暖化対策としてのフロン類対策に関する啓発を行います。

- ・フロン類の管理の適正化の推進
- ・フロン類対策に関する啓発

8-6 施策の実施に関する目標

○施策の基本的な方向性に沿って、県の施策の実施に関する目標を設定します。

<県の施策の実施に関する目標>

項目	基準年度	現況	目標年度
①再生可能エネルギー等の活用			
再生可能エネルギーの導入比率※ ¹	1.1% (2013年度)	14.4% (2021年度)	27% (2030年度)
②省エネルギーの促進			
新築着工件数に占めるZEH化※ ² ・ZEB化※ ³ の割合	ZEH: 16.1% ZEB: 1.6% (2021年度)	同左	100% (2030年度)
電動車保有台数	18.8万台 (2013年度)	52.5万台 (2021年度)	100万台 (2030年度)
公共用充電設備基数	1,936基 (2022.12時点)	同左	5,000基 (2030年度)
世帯当たりエネルギー消費量を2013年度比55%削減【再掲】	34.8GJ/世帯 (2013年度)	29.4GJ/世帯 (2018年度)	15.7GJ/世帯 (2030年度)
延床面積1m ² 当たりエネルギー消費量を2013年度比65%削減【再掲】	1.42GJ/m ² (2013年度)	1.29GJ/m ² (2018年度)	0.50GJ/m ² (2030年度)
生産量当たりエネルギー消費量を2013年度比35%削減(中小企業等)【再掲】	6.48PJ/指数 (2013年度)	5.46PJ/指数 (2018年度)	4.21PJ/指数 (2030年度)

※1 県内年間消費電力量に対する再生可能エネルギーによる発電量が占める割合

※2 ZEH化とは以下の①～③のこと

- ①「ZEH」省エネ+創エネ(太陽光発電等による再生可能エネルギー)で一次エネルギー消費量(冷暖房、換気、給湯、照明が対象)の削減率を100%以上達成
- ②「Nearly ZEH」省エネ+創エネで一次エネルギー消費量の削減量を75%以上達成
- ③「ZEH Oriented」省エネで一次エネルギー消費量の削減量を20%以上達成

※3 ZEB化とは以下の①～④のこと

- ①「ZEB」省エネ+創エネ(太陽光発電等による再生可能エネルギー)で一次エネルギー消費量(冷暖房、換気、給湯、照明、昇降機が対象)の削減率を100%以上達成
- ②「Nearly ZEB」省エネ+創エネで一次エネルギー消費量の削減量を75%以上達成
- ③「ZEB Ready」省エネで一次エネルギー消費量の削減量を50%以上達成
- ④「ZEB Oriented」延面積が10,000m²以上の建物で、省エネで用途毎に設定する削減量を達成するなど

8 目標達成に向けた県の施策(2030年度)

<県の施策の実施に関する目標>

項目	基準年度	現況	目標年度
③温暖化対策に資する地域環境の整備・改善			
森林整備面積	403ha (2021年度)	同左	685ha (2025年度) ^{※1}
道路・信号機のLED化	—	—	100%
④循環型社会の構築			
一般廃棄物の循環利用率	22.4% (2018年度)	22.0% (2020年度)	30%以上 (2025年度) ^{※2}
産業廃棄物の循環利用率	49.7% (2018年度)	45.6% (2020年度)	52%以上 (2025年度) ^{※2}
家庭系ごみの排出量を2013年度比19%削減【再掲】	542g/人日 (2013年度)	507g/人日 (2018年度)	440g/人日 (2030年度)
事業系一般廃棄物の排出量を2013年度比15%削減【再掲】	708g/人日 (2013年度)	718g/人日 (2018年度)	598g/人日 (2030年度)

※1 2025年度以降の目標は、次期以降の千葉県農林水産業振興計画にあわせませす

※2 2025年度以降の目標は、次期の千葉県廃棄物処理計画にあわせませす